

保護者の皆様へ

大田区こども家庭部

保 育 サ ー ビ ス 課 長 津 本 卓 也

保育サービス推進担当課長 早田 由香吏

### 育児休業に伴う復職日の再延長等について

日頃から、大田区の保育行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。  
標記について、下記のとおり通知します。今後も区は、感染予防対策を講じながら、  
園運営を継続してまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしく  
お願い申し上げます。

#### 記

#### 1 育児休業に伴う復職日の再延長について

保護者の皆様には、令和 2 年 5 月 26 日付け 2 こ保発第 10817 号「緊急事態宣言の  
解除後における保育施設の対応について」において、復職日の期限を同年 7 月 1 日  
から 7 月 31 日に延長することを通知いたしましたが、現下の状況を鑑み、同年  
10 月 1 日に再延長いたします。

なお、復職し、保育の利用を希望される場合は、「育児休業取得者復帰証明書」のご  
提出をお願いいたします。当該証明書は、以下の区ホームページ上で掲載しています。  
(掲載場所)

「大田区HP」⇒「新型コロナウイルス感染症情報」⇒「子どもに関すること」  
⇒「新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の対応について」

#### 2 保育料について

令和 2 年 7 月分以降の保育料につきましては、登園自粛期間の終了に伴い、日割り  
計算とせず、月額保育料徴収（月極延長保育料を含む）となりますのでご了承願いま  
す。

#### < 問合せ先 >

- 1 区立保育園に関すること  
保育サービス課 管理係 電話 03-5744-1279
- 2 私立保育園に関すること  
保育サービス基盤担当（認可） 電話 03-5744-1727
- 3 小規模保育所、事業所内保育所に関すること  
保育サービス基盤担当（小規模・人材） 電話 03-5744-1277
- 4 保育所における感染症対策に関すること  
保育指導担当 電話 03-5744-1643
- 5 保育料、在園の取扱いに関すること  
保育利用支援担当 電話 03-5744-1280